

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年1月1日～令和3年1月31日分)

令和3年2月22日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
人口動態調査	厚生労働大臣	令和3年に予定されている令和2年調査の確定数から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 集計事項の変更 確定数において、外国人に係る集計事項を拡充 (注) 今回の変更は、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(平成27年3月31日内閣府統計委員会)において、外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、匿名性にも配慮しつつ、前向きに検討する旨が指摘され、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)においても具体的な措置が求められていることを踏まえたものである。	R3.1.26

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。